

愛知県老人福祉施設協議会ホームページ広告取扱契約書

愛知県老人福祉施設協議会(以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲が管理するホームページ(以下「愛知県老施協HP」という。)の広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(趣旨)

第2条 乙は、別紙「愛知県老人福祉施設協議会ホームページ広告掲載取扱要綱」(以下「要綱」という。)及び「愛知県老人福祉施設協議会ホームページ広告掲載基準」に基づき、愛知県老施協HPに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

(契約期間及び契約金額)

第3条 契約期間及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 契約期間

原則として、4月または10月からはじまる6か月を単位とする期間とする。ただし、中途契約の場合にあっては、契約締結日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から当該契約期間満了月までとする。なお、期間満了1か月前までに甲・乙いずれからも異議の申し出がないときは、さらに6か月間その効力を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

(2) 契約金額

前項により算出された当該契約期間の月数に、1か月あたりの相当額10,000円を乗じて得た金額(消費税を含む)とする。なお、この契約金額にはバナー制作費は含まれないものとする。

2 広告の掲載開始は、原則として各月1日からとする。ただし、各月が土曜日、日曜日、祝日に該当する場合は、各月の最初の平日から開始とする。また、12月29日から31日、1月1日から3日に該当する場合は、その期間が終了した日を開始日とする。

(契約金額の減額)

第4条 甲は、乙の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第3条に定める契約金額について、日割り計算により算出した金額(円未満切捨て)を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位あたりで24時間未満の場合は、契約金額を減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により愛知県老施協HPの運営を一時停止した場合は、契約金額を減額しない。

- (1)機器等の保守又は工事を行う場合
- (2)機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (3)天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(契約金の納付方法)

第5条 乙は、愛知県老施協HPに掲載した広告の代金として、第3条第1項(1)に定める契約金額を、甲の定める方法により納付しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲または乙は、必要があるときは、相手方と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 乙がこの契約を解約したい場合は、(当該契約期間満了1か月前までに)別紙「ホームページ広告掲載中止届」を提出することで解約できるものとする。

3.前項の場合においても広告掲載料金の返還は行なわないものとする。また、発生する費用については、すべて乙の負担とする。

(甲の解除権)

第7条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないで この契約を解除することができる。

- (1)この契約に違反したとき。
- (2)正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3)業務を遂行することが困難であるとき。
- (4)業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5)正当な理由なく指示に従わないとき。
- (6)リンク先が存在しなくなったとき。
- (7)社会的信用を損なうような不祥事があったとき。
- (8)その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の場合において、相手方に損害が生じることがあっても、解除当事者はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 甲または乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、相手方又は第三者に 損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 甲または乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(業務委託等の禁止)

第10条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第11条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第13条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

2021 年〇月〇日

甲

愛知県長久手市根嶽 1216
愛知県老人福祉施設協議会
会 長 太 田 二 郎

乙